相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市殿町一丁目二番地五、最後の住所新潟県長岡市希望が丘南六丁目四番地七　被相続人　亡　石田美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

新潟県新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル七階　相続財産管理人　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市本町四丁目四八番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　稲垣　政明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

事務所岐阜県多治見市大日町八六番地　加藤・柳生法務総合事務所　相続財産管理人　司法書士　柳生　唱一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市両尾町一八二一番地、最後の住所三重県四日市市追分二丁目四番九号　被相続人　亡　植田　吉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

三重県四日市市浜田町一一番一八号アーク四日市ビル四階　石脇法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石脇　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区西上橘通二丁目八番地、最後の住所大阪市平野区瓜破東二丁目一番一二―三〇三号　被相続人　亡　横井　知昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館四階　相続財産管理人弁護士　池田　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市東浜谷五二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山本すゞ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

兵庫県丹波市柏原町柏原四六番地　柏原センタープール三階　相続財産管理人　金子　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋浜町三丁目三番地、最後の住所岡山市南中央町五番一一―七〇四号　被相続人　亡　南　太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

事務所岡山市北区富田町二丁目一一番一一号ロートサイドビル三階あおぞら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　難波　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡琴平町上櫛梨一一三一番地一、最後の住所香川県仲多度郡琴平町上櫛梨四七三番地一　被相続人　亡　玉尾　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十一日

高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル五階　松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松本　龍太

無縁墳墓等改葬公告

後山墓地の整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年十月二十一日

一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市緑区潮見が丘三丁目九番地

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年10月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社大堰観光　②第2種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第2－573号　④株式会社大堰観光　埼玉県行田市大字須加2972番地2　代表取締役　長島豊　⑤本社営業所　埼玉県行田市大字須加2972番地2　⑥平成3年7月19日　⑨平成22年10月12日　⑩1100万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県行田市大字須加2972番地2　株式会社大堰観光　代表取締役　長島豊

B　①パークフィールドサービス株式会社　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3－595号　④パークフィールドサービス株式会社　埼玉県三郷市さつき平2丁目1番2号　代表取締役　岡田繁夫　⑤本店営業所　埼玉県三郷市さつき平2丁目1番2号　⑥平成4年2月28日　⑧平成22年10月20日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県三郷市さつき平2丁目1番2号　パークフィールドサービス株式会社　代表取締役　岡田繁夫

B　①株式会社アトラス海外企画（メープル・ツアーズ）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－3495号　④株式会社アトラス海外企画　東京都港区芝公園二丁目3番8号　代表取締役　西澤秀一　⑤本社営業所　東京都港区芝公園二丁目3番8号　⑥平成8年3月5日　⑧平成22年9月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝公園二丁目3番8号　株式会社アトラス海外企画　代表取締役　西澤秀一

二、墳墓等の名称　西川家の墓二七基　その他二基

三、死亡者の本籍及び氏名　い七〇四五　愛知県名古屋市千種区東山元町二―六〇―一番地　西川右近家　ろ七〇〇二　本籍不詳　荒川千助家は七〇七四　本籍不詳　森悦太郎家　に七〇七五　本籍不詳　安藤寅十家

四、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市緑区相原郷二丁目一二二番地　後山墓地管理委員会委員長　福島　啓氏